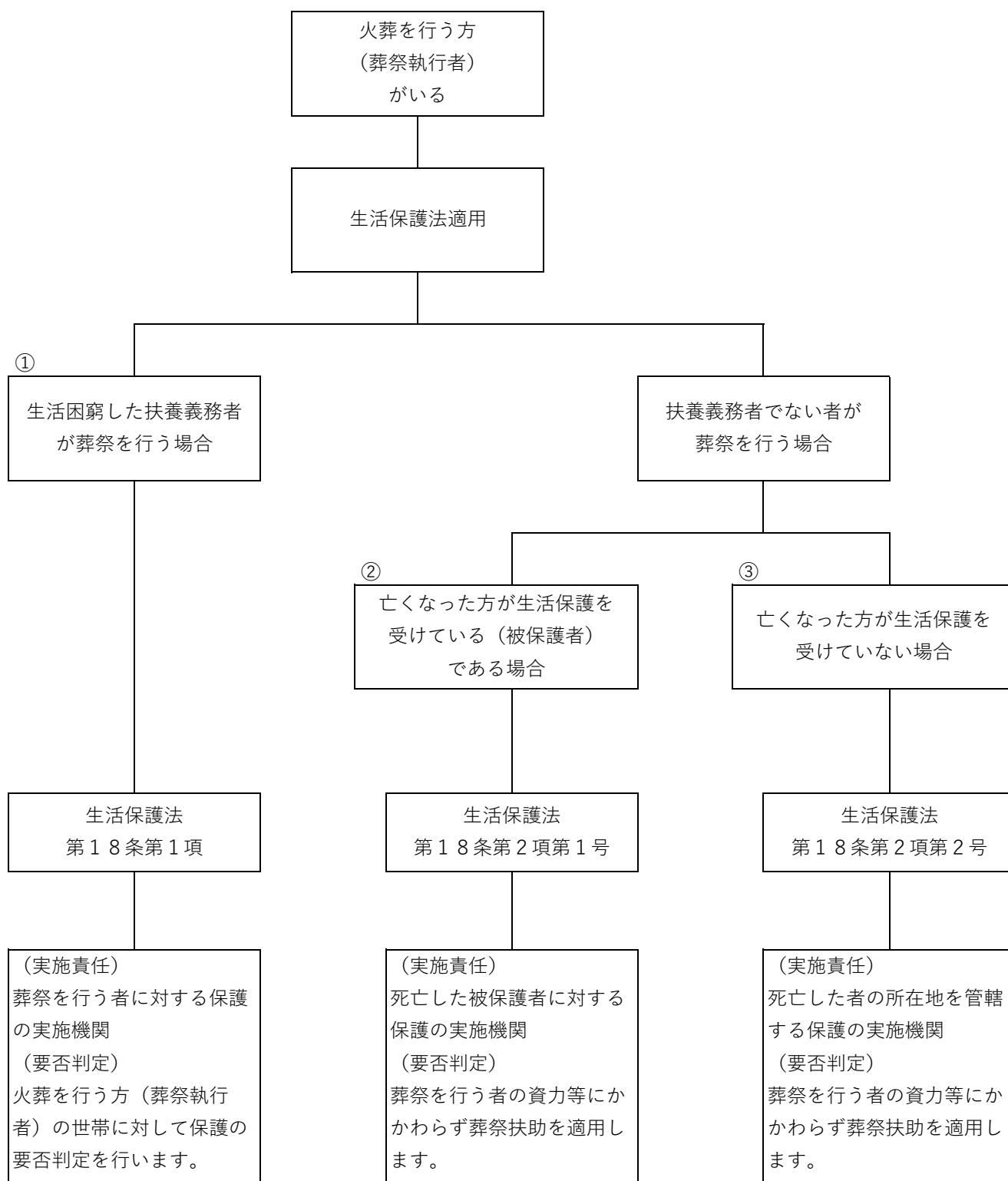


身寄りがない方が亡くなった場合の支援



※ 表の説明については、次頁にあります。

【表の説明】

①扶養義務者（親族）が葬儀を行うが、生活に困窮し葬儀費用が出せない場合。生活に困窮した扶養義務者（親族）の世帯に対して、保護の要否判定を行い、保護要となれば、葬祭費用を支給します。

②生活保護受給者（被保護者）が亡くなり、扶養義務者でない者（知人等）が葬儀を行う場合。扶養義務者でない者（知人等）の資力等にかかわらず葬祭費用を支給します。

（生前に生活保護受給者の方から、葬祭執行者を知人のどなたにするか、事前に申し出がないと、死後に知人等から申し出があっても個人情報保護の観点から、ご対応出来かねます。）

③生活保護受給者でない方が亡くなり、扶養義務者でない者（知人等）が葬儀を行う場合。扶養義務者でない者（知人等）の資力等にかかわらず葬祭費用を支給します。

【葬祭扶助】

・①、②、③すべて支給される葬祭費用は、生活保護法葬祭扶助の上限額以内で行っていただきます。

・葬祭を行う前に事前にご相談ください。

・お亡くなりになられた方の所持金は、葬祭費用に充てることとなります。葬祭費用にお亡くなりになられた方の所持金を充てても不足する場合は、葬祭扶助（上限あり）を支給します。

・葬祭扶助は、葬祭業者に市が振込を行います。

（生活保護法上は、金銭給付が原則となっていますが、支払いトラブル等を防ぐため、葬祭業者へ振り込みとさせていただきます）

・葬祭扶助の申請は、葬祭扶助申請書、葬祭費用の金額が分かる書類の提出が必要となります。

【火葬までの流れ】※下記の流れは一例です。個々のケースによって対応が異なります。

・市内のご自宅等で亡くなった場合 → 警察から連絡が市に入る → 市で対応。

・市内の病院・施設等で亡くなった場合 → 病院・施設から連絡が市に入る → 市で対応。

【相談窓口】健康福祉部生活福祉課 市役所1階17番窓口